

協議第 1 3 7 号

平成 1 7 年 1 0 月 2 1 日 確認

福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について（その 4）

福祉保健部会（その 4）の事務事業詳細調整の協議について別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 9 月 3 0 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉	分科会名	保育
------------	----	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
3 保育料事務		<p>経過措置(2)</p> <p>新市の保育所入所負担金と旧市町村の保育所入所負担金と比べ増額となる場合、その増額となる額のうち5年間について、下記に示す金額を超える額について減額する。</p> <p>ア 平成18年度 1,200円 イ 平成19年度 2,400円 ウ 平成20年度 3,600円 エ 平成21年度 4,800円 オ 平成22年度 6,000円</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉	分科会名	保育															
区 分	統一時期	調整結果	備 考															
3 保育料事務	H18.4.1	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所入所負担金については、国徴収金額の合計の概ね72% (10市町村の平成13年度実績の加重平均)で徴収する方向で調整する。 ・階層区分については、国の階層区分を原則とし、各市町村の実態を踏まえ細分化を図る。 ・細分化を図っても、入所負担金が大幅な上昇となる区分については、経過措置を講じる。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <p>1 保育所入所負担金 保育所入所負担金(保育料)については、国徴収基準区分を細分化し、12階層とし徴収する。ただし、激変緩和のための経過措置を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 合併の日の前日に保育所に入所している者のうち、合併後も引き続き保育所に入所する者に適用する。</p> <p>(2) 新市の保育所入所負担金と旧市町村の保育所入所負担金と比べ増額となる場合、その増額となる額のうち5年間について、下記に示す金額を超える額について減額する。</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>ア</td><td>平成18年度</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>平成19年度</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>平成20年度</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>エ</td><td>平成21年度</td><td>4,800円</td></tr> <tr><td>オ</td><td>平成22年度</td><td>6,000円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">新市保育所入所負担金一覧表 裏面</p> <p>2 同一世帯から2人以上入所している場合、新市入所負担金表の第2から第7階層までに属する世帯で、最も低い額の児童は、徴収表のとおり徴収し、その次の児童は徴収表×0.5を徴収し、それ以外の児童は徴収表×0.1を徴収する。ただし、児童の属する世帯が新市入所負担金表の第8から第12階層までに属する世帯で、最も高い額の児童は、徴収表のとおり徴収し、その次の児童は徴収表×0.5を徴収し、それ以外の児童は徴収表×0.1を徴収する。(10円未満の端数は切り捨て)</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、経過措置該当者については、経過措置決定後、適用する。</p> <p>3 保育所入所負担金の減免 裏面の一覧表のとおり実施する。</p>	ア	平成18年度	1,200円	イ	平成19年度	2,400円	ウ	平成20年度	3,600円	エ	平成21年度	4,800円	オ	平成22年度	6,000円	
ア	平成18年度	1,200円																
イ	平成19年度	2,400円																
ウ	平成20年度	3,600円																
エ	平成21年度	4,800円																
オ	平成22年度	6,000円																

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉	分科会名	保育
------------	----	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
-----	------	------	-----

保育所入所負担金一覧表

階層 区分	3歳未満児				3歳以上児				
	国		新市	新市案		国		新市案	
	定義	徴収金	階層	定義	保育料	定義	徴収金	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円	第1	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円
第2	市町村民税 非課税世帯	9,000円	第2	母子世帯等	4,000円	市町村民税 非課税世帯	6,000円	母子世帯等	3,000円
			第3	その他	6,000円			その他	4,500円
第3	市町村民税 課税世帯	19,500円	第4	均等割	11,000円	市町村民税 課税世帯	16,500円	均等割	9,000円
			第5	所得割	12,500円			所得割	10,500円
第4	64,000円未満	30,000円	第6	32,000円未満	16,500円	64,000円未満	27,000円	32,000円未満	14,000円
			第7	32,000円以上 80,000円未満	24,000円			32,000円以上 80,000円未満	21,000円
第5	64,000円以上 160,000円未満	44,500円	第8	80,000円以上 112,000円未満	31,000円	64,000円以上 160,000円未満	41,500円	80,000円以上 112,000円未満	25,000円
			第9	112,000円以上 160,000円未満	36,000円			112,000円以上 160,000円未満	29,000円
第6	160,000円以上 408,000円未満	61,000円	第10	160,000円以上 284,000円未満	41,500円	160,000円以上 408,000円未満	58,000円	160,000円以上 284,000円未満	30,000円
			第11	284,000円以上 408,000円未満	44,000円			284,000円以上 408,000円未満	32,000円
第7	408,000円以上	80,000円	第12	408,000円以上	48,000円	408,000円以上	77,000円	408,000円以上	33,000円

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉	分科会名	保育
------------	----	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
-----	------	------	-----

保育所入所負担金の減免一覧

	減免理由	減免基準	減免率
扶養義務者に関する場合	火災、地震、風水害等の災害により著しく被害を受けたとき	災害救助法等における半壊以上の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額
		災害救助法等における全壊の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の全額
	長期（おおむね3ヶ月以上）の疾病等により前年に比較して著しく収入が減少し、最低生活に支障をきたしたとき	生活保護法による最低生活基準の1.3倍以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額
		生活保護法による最低生活基準以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の全額
	生計中心者の死亡又は重度の障害により前年に比較して著しく収入が減少し、最低生活に支障をきたしたとき	生活保護法による最低生活基準の1.3倍以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額
		生活保護法による最低生活基準以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の全額
	生計中心者の失業等により、前年に比較して著しく収入が減少し最低生活に支障をきたしたとき	生活保護法による最低生活基準の1.3倍以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額。ただし、減免の期間は最長3か月とし、その更新は、再度収入等の確認を行った上で1回限りとする
児童に関する場合	入所児童の災害疾病により登園できなかったとき	当該月の保育日数の2/3以上登園できなかったとき	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額。ただし、減免の期間は2か月を限度とする
		当該月、全く登園しなかったとき	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の全額
	当該月の保育日数の1/2以上登園しなかったとき	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額	
その他	上記に定めるもののほか、市長が特に減免をする必要があると認めた場合	上記の各項に準ずる	上記の各項に準ずる

備考

- 1 災害、疾病等の適用を受ける場合は、各関係機関発行の証明書を添付する。
- 2 登園日数の確認は、施設長の証明を添付する。
- 3 減免期間の定めていない項目については、市長が必要と認める期間とする。
- 4 所得の状況は、譲渡所得等の臨時的、又は一時的な所得を除算する。